

ピオーネ当新田 入所利用料(1割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会
特別養護老人ホーム ピオーネ当新田

基本表 (単位単価: 10.14 円)

令和6年10月1日改定

要介護度	基本サービス費	看護体制加算 (Ⅰイ)・(Ⅱイ)	夜勤職員配置 加算(Ⅳイ)	個別機能訓練 加算(Ⅰ)	栄養マネジ メント強化加算	精神科医 療養指導加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	認知症専門 ケア加算	食 費	居住費
要介護 1	682単位	35単位 (Ⅰイ)12単位 (Ⅱイ)23単位	61単位	12単位	11単位	5単位	18単位	3単位	1,800円	2,800円
要介護 2	753単位									
要介護 3	828単位									
要介護 4	901単位									
要介護 5	971単位									

加算

褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ・Ⅱ)	療養食加算	科学的介護推進体制 加算(Ⅱ)	再入所時栄養 連携加算	安全対策 体制加算	看取り加算(Ⅰ)		個別機能訓練 加算(Ⅱ)	ADL維持等 加算(Ⅰ)	強力医療連携 加算
(Ⅰ) 3単位/月	6単位 /回	50単位 /月	200単位 /回	20単位 /入所時	死亡日以前31~45日	72単位/日	20単位 /月	30単位 /月	100単位/月 ※R7年度よ り50単位/月 に変更
死亡日以前4~30日					144単位/日				
死亡日前々日・前日					680単位/日				
死亡日					1,280単位/日				
(Ⅱ) 13単位/月									

※入所者身体状況及びスタッフの配置状況等により上記加算を算定

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該 当 条 件
	基本額	居住費	食 費	合 計		
要介護 1	957円	2,800円	1,800円	5,557円	166,914円	・第1~第3段階に該当しない方
要介護 2	1,039円			5,639円	169,377円	
要介護 3	1,125円			5,725円	171,978円	
要介護 4	1,209円			5,809円	174,509円	
要介護 5	1,290円			5,890円	176,937円	

※退所時栄養連携加算70単位/回

※退所時情報提供加算250単位/回 必要時に追加算定させていただきます。

※基本額は、基本単位数に看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)、夜勤職員配置加算(Ⅳ)、個別機能訓練加算(Ⅰ)、栄養マネジメント強化加算、認知症ケア加算、精神科医療養指導加算、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を加え、介護職員等処遇改善加算Ⅰ14.0%を加算し単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額1割で計算。

利用者負担 第1段階

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該 当 条 件
	基本額	居住費	食 費	合 計		
要介護 1	957円	880円	300円	2,137円	64,314円	・生活保護 ・高齢福祉年金受給者 ・預貯金が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	1,039円			2,219円	66,777円	
要介護 3	1,125円			2,305円	69,378円	
要介護 4	1,209円			2,389円	71,909円	
要介護 5	1,290円			2,470円	74,337円	

※基本額は、全額公費負担となり、ご利用者負担は居住費、食費のみとなります。

利用者負担 第2段階

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該 当 条 件
	基本額	居住費	食 費	合 計		
要介護 1	957円	880円	390円	2,227円	67,014円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入 の合計所得が80万円以下 ・預貯金が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	1,039円			2,309円	69,477円	
要介護 3	1,125円			2,395円	72,078円	
要介護 4	1,209円			2,479円	74,609円	
要介護 5	1,290円			2,560円	77,037円	

※基本額が月額(個人で)15,000円、(世帯で)24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

利用者負担 第3段階①

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該 当 条 件
	基本額	居住費	食 費	合 計		
要介護 1	957円	1,370円	650円	2,977円	89,514円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入 の合計所得が80万円超120万円以下 ・預貯金が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	1,039円			3,059円	91,977円	
要介護 3	1,125円			3,145円	94,578円	
要介護 4	1,209円			3,229円	97,109円	
要介護 5	1,290円			3,310円	99,537円	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

利用者負担 第3段階②

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該 当 条 件
	基本額	居住費	食 費	合 計		
要介護 1	957円	1,370円	1,360円	3,687円	110,814円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入 の合計所得が120万円超 ・預貯金が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下 ※介護保険負担限度額認定証の申請が必要
要介護 2	1,039円			3,769円	113,277円	
要介護 3	1,125円			3,855円	115,878円	
要介護 4	1,209円			3,939円	118,409円	
要介護 5	1,290円			4,020円	120,837円	

※基本額が月額24,600円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

※上記の負担金の他、日常生活で通常必要となる費用(医療費、散髪代、予防接種費用他)は実費でのご負担となります。

ピオーネ当新田 入所利用料(2割・3割負担)

社会福祉法人 桃山福祉会
特別養護老人ホーム ピオーネ当新田

基本表 (単位単価: 10.14 円)

令和6年10月1日改定

要介護度	基本サービス費	看護体制加算 (Ⅰイ)・(Ⅱイ)	夜勤職員配置 加算(Ⅳイ)	個別機能訓練 加算(Ⅰ)	栄養マネジ メント強化加算	精神科医 療養指導加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	認知症専門 ケア加算	食 費	居住費
要介護 1	682単位	35単位 (Ⅰイ)12単位 (Ⅱイ)23単位	61単位	12単位	11単位	5単位	18単位	3単位	1,800円	2,800円
要介護 2	753単位									
要介護 3	828単位									
要介護 4	901単位									
要介護 5	971単位									

加算

褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ・Ⅱ)	療養食加算	科学的介護推進体制 加算(Ⅱ)	再入所時栄養 連携加算	安全対策 体制加算	看取り加算(Ⅰ)		個別機能訓練 加算(Ⅱ)	ADL維持等 加算(Ⅰ)	強力医療連携 加算
					死亡日以前31~45日	死亡日以前4~30日			
(Ⅰ)3単位 /月	6単位 /回	50単位 /月	200単位 /回	20単位 /入所時	72単位/日	144単位/日	20単位 /月	30単位 /月	100単位/月 ※R7年度よ り50単位/月 に変更
(Ⅱ)13単位 /月					680単位/日	1,280単位/日			
					死亡日				

※入所者身体状況及びスタッフに配置状況等により上記加算を算定

(2割負担)

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該 当 条 件
	基本額	居住費	食 費	合 計		
要介護 1	1,913円	2,800円	1,800円	6,513円	195,827円	・第1~第3段階に該当しない方
要介護 2	2,077円			6,677円	200,753円	
要介護 3	2,249円			6,849円	205,955円	
要介護 4	2,418円			7,018円	211,017円	
要介護 5	2,580円			7,180円	215,872円	

※退所時栄養連携加算70単位/回

※退所時情報提供加算250単位/回 必要時に追加算定させていただきます。

※基本額は、基本単位数に看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)、夜勤職員配置加算(Ⅳ)、個別機能訓練加算(Ⅰ)、栄養マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算、認知症ケア加算 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を加え、介護職員等処遇改善加算Ⅰ14.0%を加算し単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額2割で計算。

※基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

また、新たに新設された現役並み所得者に相当するかたがいる世帯の方も、基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

(3割負担)

基準費用額(利用者負担 第4段階)

要介護度	1日あたり所要費				1ヶ月あたり (30日)	該 当 条 件
	基本額	居住費	食 費	合 計		
要介護 1	2,869円	2,800円	1,800円	7,469円	224,740円	・第1~第3段階に該当しない方
要介護 2	3,115円			7,715円	232,129円	
要介護 3	3,374円			7,974円	239,932円	
要介護 4	3,626円			8,226円	247,525円	
要介護 5	3,870円			8,470円	254,807円	

※退所時栄養連携加算70単位/回

※退所時情報提供加算250単位/回 必要時に追加算定させていただきます。

※基本額は、基本単位数に看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)、夜勤職員配置加算(Ⅳ)、個別機能訓練加算(Ⅰ)、栄養マネジメント強化加算、精神科医療養指導加算、認知症ケア加算 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)を加え、介護職員等処遇改善加算Ⅰ14.0%を加算し単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額3割で計算。

単位単価10.14円を乗じた金額の自己負担額3割で計算。

※基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

また、現役並み所得者に相当するかたがいる世帯の方も、基本額が月額44,400円を超える場合は、その超えた金額は保険給付(市町村へ申請)で給付されます。

※(新設)課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の場合、毎月の負担上限額140,100円(世帯)

課税所得380万円(年収約770万円)~課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の場合、毎月の負担上限額93,000円(世帯)

※詳しくは市町村にお問い合わせください。